

令和2年4月30日

JA おとふけをご利用のお客様へ

音更町農業協同組合
代表理事組合長 笠井安弘

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全都道府県に 拡大されたことを踏まえた当組合の対応について

春暖の候 皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

みだしの件につきまして、国内における新型コロナウイルス感染拡大は留まる気配が無く、4月7日に出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、4月16日に対象地域が全都道府県に拡大されました。さらに、北海道を含む13都道府県を、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」に位置づけています。

当組合としても、緊急事態宣言の期限となる5月6日まで、感染拡大防止対策を徹底するため、各部署毎に、時差出勤又は交替勤務等を実施させて頂いておりますが、「緊急事態宣言」の解除は地域ごとに行われる見込みであること、北海道では依然として感染者が多く、自助・共助の対策の継続が必要であることを鑑み、当組合として5月17日（日）まで延長させて頂くこととなりましたので、当組合をご利用の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解頂きご協力をお願い致します。

記

感染拡大防止対策徹底のための追加対応事項（期限：令和2年5月17日）

各部署毎に、時差出勤又は交替勤務等を実施させて頂きます。

尚、第1・第2スタンドの営業時間につきましては、

4月20日～5月6日まで 8：00～19：00 とさせて頂きますが、

5月7日以降は通常通り 7：30～20：00 と致します。

・電話での対応が可能なことにつきましては、なるべく電話にてお願い致します。

以上